

○函館市クリーニング業法施行条例

平成25年3月25日

条例第31号

(趣旨)

第1条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(営業者の講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、隔壁等により居室、台所、便所等と区画され、洗濯物の処理および衛生保持に支障のない広さを有すること。
- (2) クリーニング所は、採光および換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備および換気設備が設けられていること。
- (3) クリーニング所における洗濯物の受取および引渡しを行う場所（以下「受渡場」という。）には、適当な広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- (4) 受渡場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造されていること。
- (5) 洗い場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- (6) 有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。
- (7) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用の棚または容器を備えること。
- (8) おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所にあつては、この限りでない。
- (9) 病院（診療所を含む。イにおいて同じ。）から洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。

ア 洗濯の終わったものと終わらないものとを別個に運搬する専用の業務用の車両を備えること。ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものとの区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない

場合は、この限りでない。

イ 洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものとに区分して処理することができる構造設備を有すること。

- (10) 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。
- (11) 洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのもものと洗濯の終わらない洗濯物のためのもものとに区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う営業者の氏名、名称等を明示すること。
- (12) クリーニング所内のねずみ、昆虫等の駆除を定期的実施すること。
- (13) 業務用の機械および器具を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、または補修すること。
- (14) ドライクリーニングによる洗濯物の乾燥は、乾燥機その他の乾燥設備内で、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。
- (15) 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。
- (16) 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、または棚、容器等に保管すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。